9. さいたま市公共施設マネジメント市民意識調査の結果概要

さいたま市公共施設マネジメント 市民意識調査(無作為抽出アンケート)

・対象

- -20歳以上の男女(外国人を除く)
- -無作為で1,000人抽出(性別で層化)

・実施時期

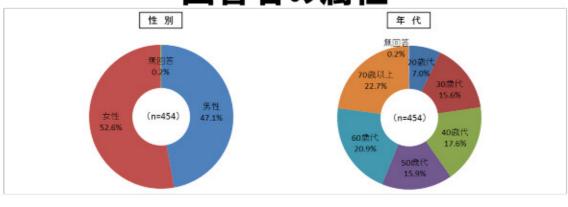
-平成25年11月20日(水)~12月13日(金)

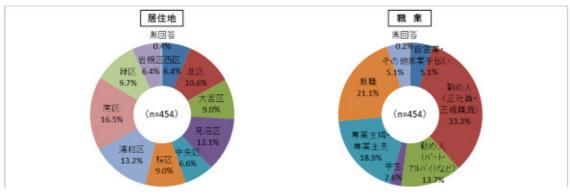
・回収結果

-有効回答数:454通

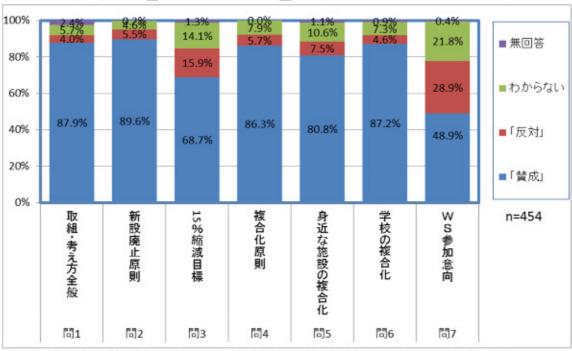
- 回収率: 45.4%

回答者の属性



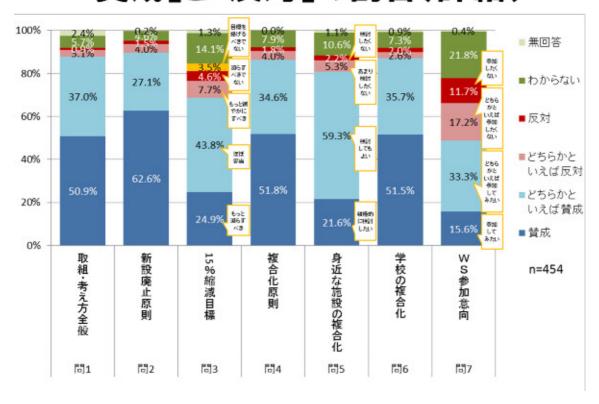


「賛成」と「反対」の割合(まとめ)

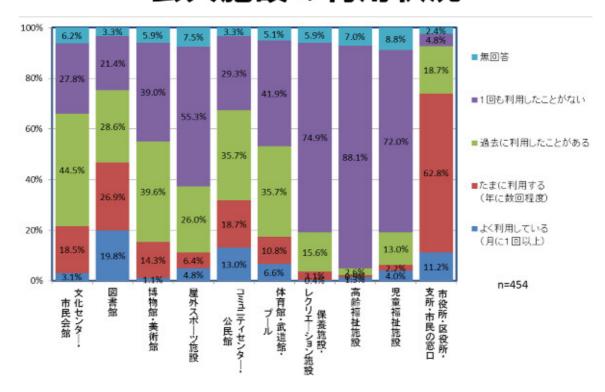


※「賛成」:『賛成』と『どちらかといえば賛成』等の肯定的な回答を合計したもの「反対」:『反対』と『どちらかといえば反対』等の否定的な回答を合計したもの

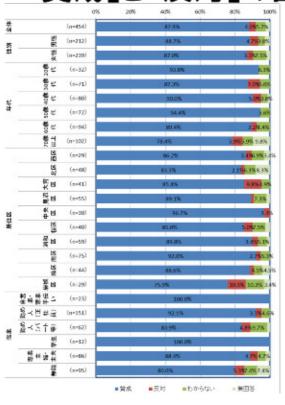
「賛成」と「反対」の割合(詳細)

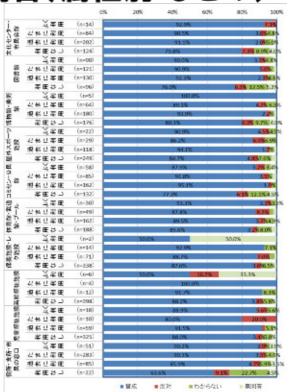


公共施設の利用状況

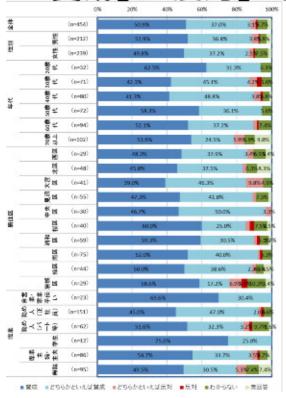


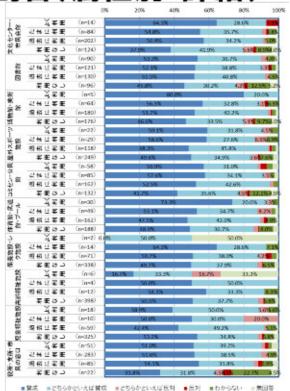
「賛成」と「反対」の割合(属性別・まとめ)





「賛成」と「反対」の割合(属性別・詳細)





自由回答の主な内容

■全般的な推進について

- 着手は早急にかつ強力にされたい。
- 本気で取り組むことが必要。
- 本マネジメントの考え方は合理的かつ賢明。
- 一層の創意が望まれる。

■複合化の推進について

- 高齢者と子どもが触れ合えるのは、お互いにメリットがある。
- 災害時の拠点としても有効。
- 利用する人が限られてしまっては意味がなくなる。
- 効率的な運営をおこなうべき。
- 複合化を考える場合、地域住民の意見をよく聞くことが必要。
- いまより遠くなり、利用しにくくなる。
- 高齢の方がよく利用している施設の複合化は慎重に検討してほしい。
- 駐車場の確保を考える必要がある。
- コミュニティバスや送迎など、交通手段の確保も必要。
- 広い敷地があまりないので、中途半端になるのではないか。

■新規整備の抑制について

- 新しいハコモノはいらない。今ある施設を最 低限の費用で補修しながら利用すべき。
- 必要ならば、新しい施設を建設すべき。
- 新しい施設をつくった方がコストが安い場合 もある。

■60年間で15%の縮減目標について

- ハコモノはできるだけ減らすべき。
- 今より減ってしまうのは困る。
- ・15%の根拠が不明で妥当性がわからない。
- 性急なのは心配。

■公共施設に関する現状について

- 地域によって施設の整備状況に差がある。
- 子どもの遊べる施設、子育てを支援する施設を増やすべき。
- 高齢者や障害のある人も利用しやすい施設 にすべき。
- 図書館に学生等が勉強できる場所がほしい
- 職員の対応にばらつきがある。人件費の削減に努力すべき。
- にぎやかでワクワクする施設、気楽に利用できる施設、シンボル的な施設がほしい。

自由回答の主な内容

■公共施設マネジメントに対する提案

- 情報収集・発信の場をつくり、市民の声をよく聞いてほしい。
- 公共施設マネジメントに使用される税金を 明確化してほしい。
- 空いた土地や建物を有効に活用してもらいたい。
- 国や県の施設もうまく活用すべき。
- 民間との連携により他にない施設をつくって もらいたい。
- 公共施設の運営における民間委託をさらに 進めるべき。
- 人を呼び込み、地域活性化につながる施設にしてほしい。
- 利用の少ない施設は廃止すべき。
- 統計データ等で長期的な予測をして、計画 的に取り組むべき。
- 安心・安全を大切にし、耐震化や災害対策 も充実させていくべき。
- 建物だけでなく、設備のリフォームも重要。
- 公共施設を有効に使う方法を、地域の人と 一緒にイベントを使って考えてはどうか。

■その他の意見等

- 福祉にかける配分を増やすべき。
- 無駄をなくして税金を有効に使ってほしい。
- もう少し節電のアピールをすべき。
- 公務員の人員削減が必要。
- 人口を増やすことも考えるべき。
- 普段あまり公共施設を利用していない。
- 高層ビルが数多く建設されており、心配。
- 「ワクワクする施設」の概念が漠然としており、イメージが湧かない。
- ワークショップに参加したいが、身体が不自由で参加できない。
- 若い人の意見をもっと聞くべき。
- 公共施設を利用できていない人の意見も聞くべき。

さいたま市公共施設マネジメント シニアユニバーシティ アンケート調査

対象

- 平成25年度さいたま市シニアユニバーシティの 学生の方
 - ・ 市内に住民登録を有する満60歳以上の方
 - 全課程を通じて通学可能な方
 - 在学中及び卒業後に地域社会活動へ参加できる方

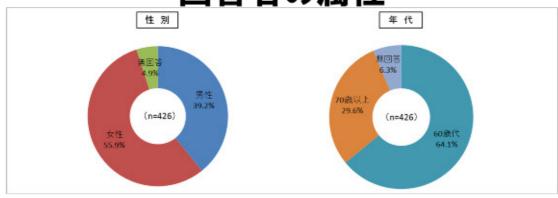
・実施時期

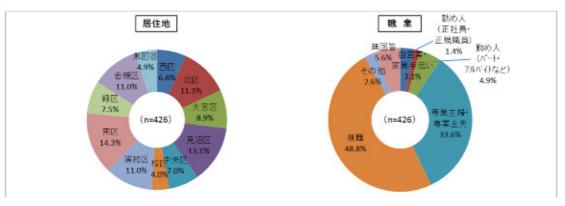
- 平成25年12月2日(月)~12月14日(土)
 - ・ 講座の1コマとして公共施設マネジメントについて説明
 - 講座の前と後にアンケートを実施

・回収結果

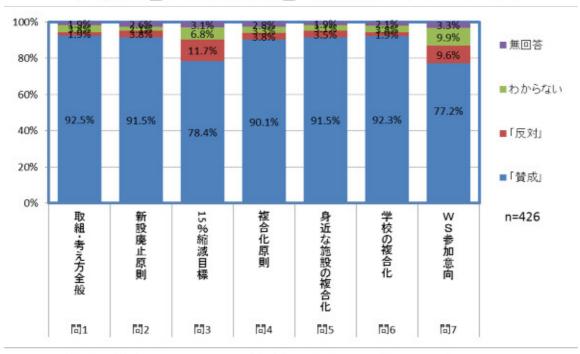
- 有効回答数: 426通

回答者の属性



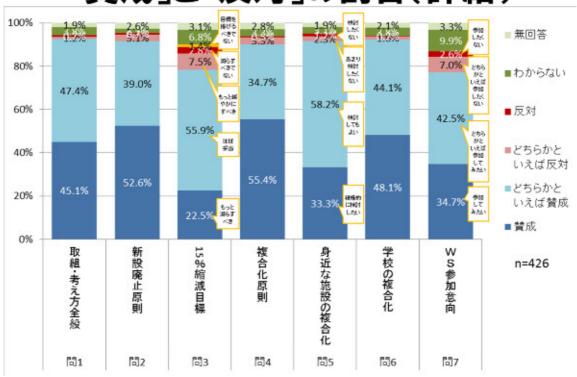


「賛成」と「反対」の割合(まとめ)

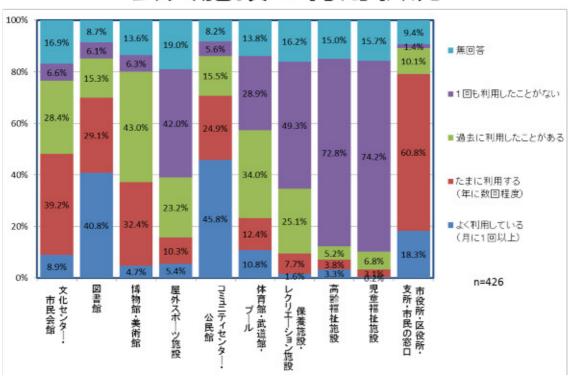


※「賛成」:『賛成』と『どちらかといえば賛成』等の肯定的な回答を合計したもの 「反対」:『反対』と『どちらかといえば反対』等の否定的な回答を合計したもの

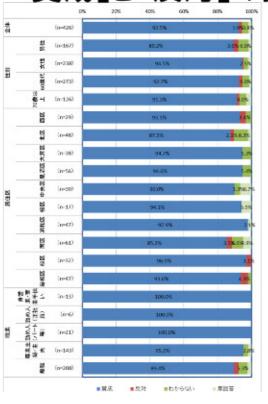
「賛成」と「反対」の割合(詳細)

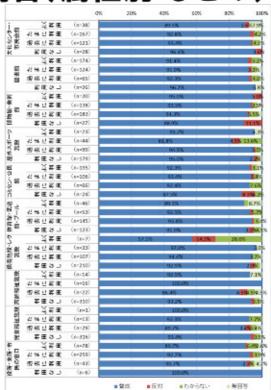


公共施設の利用状況

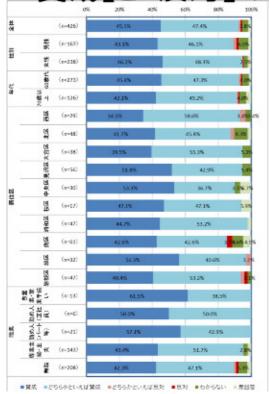


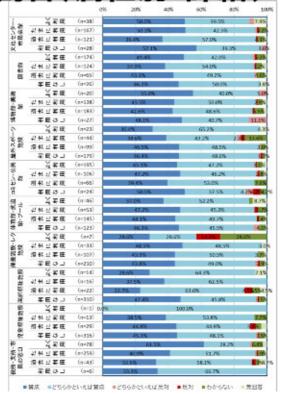
「賛成」と「反対」の割合(属性別・まとめ)





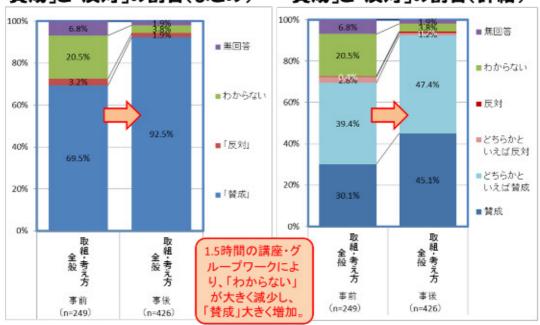
「賛成」と「反対」の割合(属性別・詳細)





講座を実施する前と後の変化

「賛成」と「反対」の割合(まとめ) 「賛成」と「反対」の割合(詳細)



※「賛成」:『賛成』と『どちらかといえば賛成』の肯定的な回答を合計したもの「反対」:『反対』と『どちらかといえば反対』の否定的な回答を合計したもの

60・70歳代層の比較

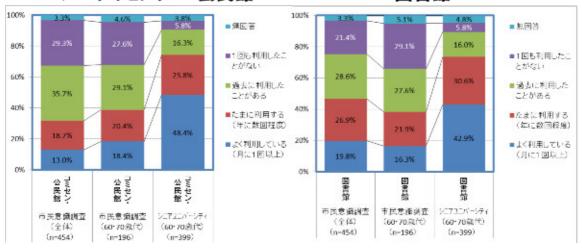
(一般層(無作為抽出)とシニアユニバーシティ受講者の比較)

公共施設の利用状況

公共施設の 利用度が高い

コミュニティセンター・公民館

図書館

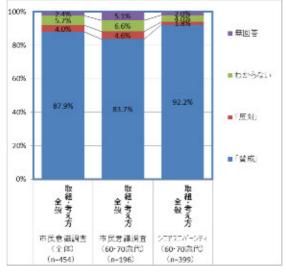


60・70歳代層の比較「取組・考え方全般」について

アクティブ・ シニア + 十分な説明

「賛成」と「反対」の割合(まとめ) 「賛」

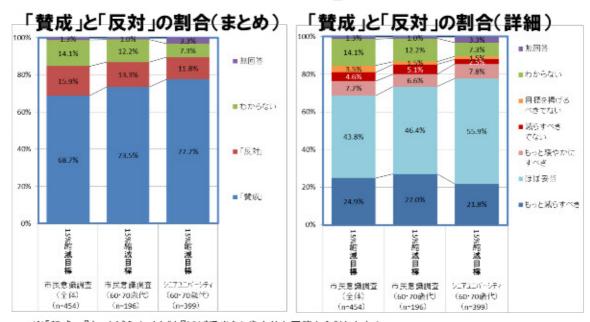
「賛成」と「反対」の割合(詳細)





※「賛成」:『賛成』と『どちらかといえば賛成』の肯定的な回答を合計したもの 「反対」:『反対』と『どちらかといえば反対』の否定的な回答を合計したもの

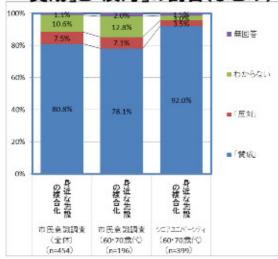
60・70歳代層の比較 「15%縮減目標」について

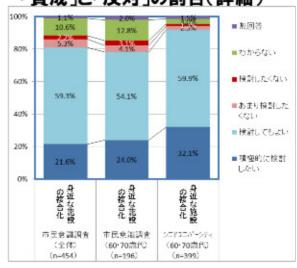


※「賛成」:『もっと減らすべき』と『ほぼ妥当』の肯定的な回答を合計したもの 「反対」:『目標を掲げるべきでない』『減らすべきでない』『もっと緩やかにすべき』の否定的な回答を合計したもの

60・70歳代層の比較「身近な施設の複合化」について

「賛成」と「反対」の割合(まとめ) 「賛成」と「反対」の割合(詳細)

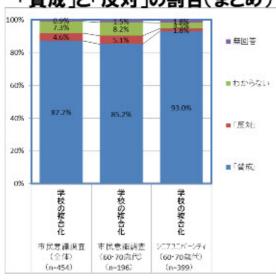


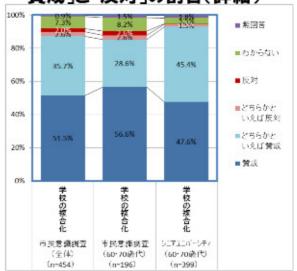


※「賛成」:『積極的に検討したい』と『検討してもよい』の肯定的な回答を合計したもの 「反対」:『検討したくない』と『あまり検討したくない』の否定的な回答を合計したもの

60・70歳代層の比較 「学校の複合化」について

「賛成」と「反対」の割合(まとめ) 「賛成」と「反対」の割合(詳細)

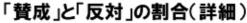


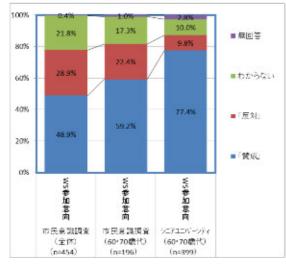


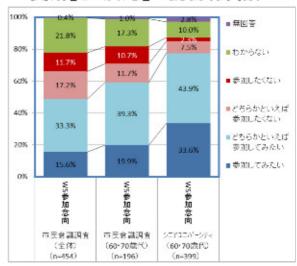
※「賛成」: 『賛成』と『どちらかといえば賛成』の肯定的な回答を合計したもの 「反対」: 『反対』と『どちらかといえば反対』の否定的な回答を合計したもの

60・70歳代層の比較 「ワークショップへの参加意向」について

「賛成」と「反対」の割合(まとめ)







※「賛成」:『参加してみたい』と『どちらかといえば参加してみたい』の肯定的な回答を合計したもの 「反対」: 『参加したくない』と『どちらかといえば参加したくない』の否定的な回答を合計したもの

自由回答の主な内容

■全般的な推進について

- マネジメントはどうしても必要だと思う。
- 少しでも早めに進めていただきたい。
- 知恵と工夫をさらに考えていただきたい。
- デメリットを考えた説明も必要。
- 具体的なイメージを示してもらいたい。
- このような現状になった振り返りも必要。
- ムダをなくし、収入を増やす努力も必要。
- 人件費を減らすべき。
- 管理・運営、ソフトの改善に取組むべき。
- 使用料を徴収し、受益者負担を進めるべき。
- 地域による偏りをなくし、公平にすべき。
- 避難場所の安全対策を優先すべき。
- 地域コミュニケーションの活性化も大事。

■新規整備の抑制について

- 必要以上の設備はいらない。
- 地域ニーズを考えて必要なものは作るべき。

■60年間で15%の縮減目標に ついて

- 15%よりもっと減らすべきではないか。
- プライオリティを付け、不要なものは廃止すべき。
- 毎年見直しながら検討してはどうか。

■複合化の推進について

- 大いに賛成。交流機会が増え、規模の 利益が期待できる。
- 小学生と高齢者の交流は非常によい。
- 複合化することで人間関係も広がる。
- 小学校を中心であれば、歩いて行ける。
- 少し離れたところなら広さを確保できる。
- 娯楽施設との複合化はやめてほしい。
- 遠くなり、利用しにくくなる。
- ・送迎バスやコミュニティバスなど交通手段の確保が必要。
- 空いた施設、土地を有効活用すべき。

自由回答の主な内容

■市民とのコミュニケーションに ついて

- 市民の声を大きく取り入れて進めて行く べき。
- 住民参加は一番大切。
- 人選をしっかりやってほしい。
- 市民に説明する機会を作るべき。
- 市民へのPRが不足している。
- 市の計画などが市民の目に分かる形で知らされていない。
- 各施設の維持管理費用やサービスの 価格をもっと公表すべき。
- 市民に施設の運営を任せることも考えてほしい。
- 市民ボランティアを拡大する。
- シニア層の積極的参画も視野に入れる。
- 有償ボランティアとして利用すべき。
- ワークショップで住民意見をどう取り込むかが課題。

■その他の意見

- 民間の活力を十分に活用すべき。
- 施設の運営を民間に任せて支出を減ら すべき。
- 県と市の施設のすみ分けが必要。
- 国・県の施設と市の施設を一緒にして 整理すべき。
- 税収を増やすことも考えるべき。
- 大企業の誘致も必要。
- トイレの洋式化など、設備の改修も必要。
- ・交通の便のよい所に施設を整備してほしい。
- 使いやすい施設運営が望まれる。
- 少子化の進む小学校を福祉施設に替えてはどうか。
- ・団塊の世代がいなくなったときに有効 に使えるマネジメントを。
- モデル地区を決めて、その後に対策を 立ててはどうか。

11. 用語集 (50音順)

選路・橋りょう、上下水道管、土地などを資産としてとらえ、その状態を将来にわたり把握・評価し、ライフサイクルコストを考慮しつつ、最も費用対効果の高い維持管理、処分等を行うこと。 インフラストラクチャー(infra-structure)の略、公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称、本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度 5 強程度)を想定して規定されている。旧冊農基準に対し、昭和 56 年の法改工後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度 6 強~7 程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成 18 年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経て的減を図ることを目的に、市が指定する法理を経て的減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経て的減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経て的減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法理を記述される。(⇔予防保全)		資産管理 (Asset Management) のこと。公共施設である建築物、
の状態を将来にわたり把握・評価し、ライフサイクルコストを考慮しつつ、最も費用対効果の高い維持管理、処分等を行うこと。 インフラストラクチャー (infra-structure) の略。 公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。 本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。同耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。、少年の主において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(今普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリートの強度、コンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、大着(W造)は木部の腐杓状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(今予防保全)公施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の簡減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	アセットマネジメント	道路・橋りょう、上下水道管、土地などを資産としてとらえ、そ
インフラストラクチャー (infra-structure) の略。 公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。 本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を超定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市長ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、表朽化度やトロタルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していてこと。構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		の状態を将来にわたり把握・評価し、ライフサイクルコストを考
インフラ 公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。 本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準で対し、短和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を運りを踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 専後保全 「適定物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全)公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の義決を経て指		慮しつつ、最も費用対効果の高い維持管理、処分等を行うこと。
インフラ 設や公園、上下水道などの施設の総称。 本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、短和56年の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(台普通財産) 建築物のの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリートの強度、コンクリートの伸性化、鉄筋の腐負状況を、供骨造、のは借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 博造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		インフラストラクチャー (infra-structure) の略。
本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をいう。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準には、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産に行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(台普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は不部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(台予防保全)公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 人その他の団体などに、公の施設の管理を委れる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施
う。 建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(台普通財産) 建築物の青組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリートの地度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(台予防保全) 公の施設の管理に民間の能カやノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	インフラ	設や公園、上下水道などの施設の総称。
建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産)建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリートの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		本計画におけるインフラとは、都市関連施設と企業会計施設をい
日前震基準 日前震基準 日前震基準 日前震基準 に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。日耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(分普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、赤造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(分予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		う。
日耐震基準 の地震(震度 5 強程度)を想定して規定されている。日耐震基準に対し、昭和 56 年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震(震度 6 強~ 7 程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成 18 年 (2006 年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(R C造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、・一次では借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(◆予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	旧耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年(1981
旧耐震基準 に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。 新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・ 崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政 財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、 私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 指定管理者制度 者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		年)の改正より前の建築基準法による基準のことで、中規模程度
に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。 新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		の地震(震度5強程度)を想定して規定されている。旧耐震基準
崩壊しないことが求められている。 地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政 財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、 私権の設定等を原則として禁止されているが、平成 18 年 (2006 年) の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、 鉄筋コンクリート造 (R C造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造 (S造)は鉄部の腐食 状況を、木造 (W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者制度 者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。
地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		新耐震基準では、大規模の地震(震度6強~7程度)でも倒壊・
財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、 私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年) の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、 鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 「構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		崩壊しないことが求められている。
行政財産 私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。(⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政
の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和された。 (⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造 (RC造) はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造 (S造) は鉄部の腐食状況を、木造 (W造) は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付、
た。 (⇔普通財産) 建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造 (RC造) はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造 (S造) は鉄部の腐食状況を、木造 (W造) は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	行政財産	私権の設定等を原則として禁止されているが、平成18年(2006年)
選集物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 「株造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		の地方自治法の改正によって行政財産の貸付等の要件が緩和され
 級係の健全性調査 鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 事後保全 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指 		た。(⇔普通財産)
駆体の健全性調査 一トの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。 本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 「事後保全 「特造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて、
一トの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 「株造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	毎牙の体入仏部木	鉄筋コンクリート造(RC造)はコンクリートの強度、コンクリ
本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 「事後保全」 「大の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	躯体の健全性調査	ートの中性化、鉄筋の腐食状況を、鉄骨造(S造)は鉄部の腐食
して捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		状況を、木造(W造)は木部の腐朽状況をそれぞれ調査する。
公共施設マネジメント 利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源と
公共施設マネジメント 保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 事後保全 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。(⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	公共施設マネジメント	して捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、
保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な
管理運営を推進していくこと。 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証
事後保全 構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を 行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サ ービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理 者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な
事後保全 行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全) 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		管理運営を推進していくこと。
行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全)	事後保全	構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を
ービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法 指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理 者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		行って復帰させる管理手法。 (⇔予防保全)
指定管理者制度 人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理 者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サ
者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指		ービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法
		人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理
定される。		者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指
		定される。

スクラップアンドビルド	老朽化した施設を廃止し、新たな施設に置き換えること。本計画では、施設の膨張抑制の考え方として、施設の新設に当たっては、 既存施設の廃止や複合化・機能集約などにより、同等の延床面積 を縮小することを示している。
スケルトン・インフィル	建物をスケルトン(骨格・構造躯体)とインフィル(内容・設備等)に分類し、前者は長期に利用できる「耐用性」を、後者は利用者の個別性や将来の変化に対応しやすい「可変性」を重視して、将来的に柔軟な対応ができるようにした建築方式。
投資的経費	公共施設の建設・整備など、将来にわたる資産の形成のための工 事や用地取得にかかる経費のこと。
ネットワーク型	施設に備える諸室等の機能について、施設間で連携・補完を行う ことにより、地域等の単位全体として機能を満たしていること。
ハコモノ	公共施設のうち、公民館や図書館、学校など建物施設の通称。 本計画におけるハコモノとは、市民利用施設と行政施設をいう。
バリアフリー	高齢者や障害のある人など、だれもが社会生活をしていく上で障壁 (バリア)となる、物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。公共施設のバリアフリー化とは、高齢者や障害のある人などが利用しやすい施設にすることで、エレベータや身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置がこれに当たる。
PFI (Private Finance Initiative)	民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法。
PDCA	事業について、計画を立て(Plan)、実施(Do)し、事業 終了後に、結果を評価(Check)し、改善(Action) し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを 確立するしくみ。
PPP (Public-Private Pertnership)	官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活金困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産。行政財産が行政目的のために直接使用されるものであるのに対し、普通財産は間接的に行政執行に寄与するものであり、貸付による収益を地方公共団体の財源に充てる等、その経済的な価値に主眼がおかれている。貸付、売却、私権の設定等が可能とされている。(⇔行政財産)

フルスペック型	施設に備える諸室等の機能について、施設ごとに全てを満たして
	いること。
予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理
	手法。計画保全ともいう。一般に、予防保全を行うことで、構造
	物や建築物の寿命が長くなることから、短期的にはコスト増とな
	るが、ライフサイクルコストは縮小することが期待される。(⇔
	事後保全)
ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄
	までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャル
	コストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニン
	グコストにより構成される。
リースバック	民間が施設を建設し、賃貸借契約を締結して公共団体がリース料
	及び維持管理料を支払い、一定期間が経過後に建物を無償で譲り
	受けること。
ワークショップ	立場や経験の異なる参加者が、共同作業を通じ、お互いの考えや
	立場を学び合いながら、知恵や創意工夫により意見をまとめてい
	く手法。考え方を整理していく過程を参加者全員で共有しながら
	合意を形成していくことに意味がある。

さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン

~「これからの100年」を見据えた公共施設の再構成

安心・安全で持続的な施設サービスの充実に向けて~

さいたま市行財政改革推進本部

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1108 (直通) FAX 048-829-1974

URL http://www.city.saitama.jp/ E-mail gyozai-kaikaku-suishin@city.saitama.lg.jp

